

令和2年6月23日

保護者の皆様

三木市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について（お知らせ）

日ごろから、三木市の教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。さて、厚生労働省では、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けているところです。

今般、この助成金・支援金については、令和2年6月30日までの対象期間を令和2年9月30日まで延長し、受付期間も令和2年12月28日まで延長するとともに、上限額等の引上げ（※）を行うことになりました。

つきましては、支給要件、申請等の手続の問い合わせ先について下記のとおり、お知らせいたしますので、参考にしてください。

記

1 厚生労働省ホームページ

(1) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

(2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、下記リンク先に掲載しています。

2 問い合わせ先（厚生労働省雇用環境・均等局）

- (1) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
職業生活両立課 電話：03-5253-1111（内 7866）
- (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）
就業子育て世代支援対策室 電話： 同 上（内 7929）

(※)

・小学校休業等対応助成金

4月1日以降の支給対象日（有給の休暇を取得した日）について、1労働者につき、1日当たりの支給上限額を8,300円から15,000円に引き上げ

・小学校休業等対応支援金

4月1日以降の支給対象日（仕事を取りやめた日）について、1日当たりの支給上限額を4,100円から7,500円に引き上げ